

令和4年度熊本県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県（以下「県」という。）は、「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（令和4年3月23日付老発0323第2号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応として介護サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的として、介護サービス事業者等に対し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及びこの要項の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要項において、「介護サービス事業所等」とは、次の各号に定める者をいう。

- (1) 「介護施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅とする。
- (2) 「訪問系サービス事業所」とは、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（別表の（1）（ア）の事業を除く。）及び居宅療養管理指導事業所とする。
- (3) 「短期入所系サービス事業所」とは、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）とする。
- (4) 「通所系サービス事業所」とは、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）とする。
- (5) 「高齢者施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所並びに短期入所療養介護事業所とする。

(交付の対象及び交付額)

第3条 補助金の交付対象は別表の助成対象のとおりとし、対象となる経費は、介護サービス事業所等が「国実施要綱」に定める次の事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費のうち、事業所・施設ごとに、別表に定める基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）について交付するものとし、その額は、予算の範囲内において知事が認める額とする。

ただし、介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。

(1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

(交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項に規定する添付が必要な書類は次のとおりとする。

(1) 補助金交付申請総括表(第1号様式 別表1)

(2) 事業所・施設別申請額一覧(第1号様式 別表2)

(3) 事業実施計画書(事業所・施設別個票)(第1号様式 別表3)

(4) その他、知事が必要とする資料

(消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の減額申請等)

第5条 介護サービス事業所等を所管する法人等は、規則第3条第1項の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方消費税法の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 介護サービス事業所等を所管する法人等は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第6条 交付の決定には次の条件が付されるものとする。

(1) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった

場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。

（交付の決定及び確定等）

- 第7条 知事は、第4条に規定する申請書類の提出があったときは、内容審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その金額を支払うものとする。
- 2 前項の規定による補助金の交付決定及び額の確定通知は、第2号様式により行うものとする。

（変更交付申請）

- 第8条 事業の追加等により交付申請額に増額が生じる場合は、規則第7条第1項の規定に基づき、令和4年度熊本県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金に係る変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。なお、交付申請額の範囲内で、事業目的に反しない経費の配分又は内容の変更を行う場合は、この限りでない。
- 2 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金等の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（第4号様式）により、補助金等の額に変更を生じないときは変更承認通知書（第5号様式）により行うものとする。

（申請を取り下げることができる期日）

- 第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の日までとする。

（精算払）

- 第10条 知事はこの要項に定める補助金について、精算払で交付する。

（検査及び報告等）

- 第11条 知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し検査、報告その他必要な措置を求めることができる。申請者は、検査及び報告等の求めがあったとき

は、これに応じなければならない。

- 2 規則第13条の規定による実績報告は、第4条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

(消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 介護サービス事業所等を所管する法人等は、事業完了後に消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた介護サービス事業所等を所管する法人等は、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第14条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和4年8月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。